

モデル団体等からの質問に対する内閣府からの回答

質問	回答
<p>国の取り組み指針57ページで災対法65条1項の記載がありますが、以前消防庁に問い合わせたところ、市町村長が個別具体的に指示をしない限り適用されないとのことで、実際はかなり難しいと考えています。</p>	<p>災害対策基本法第65条第1項では、市町村長が行う応急措置を担保するため、人的公用負担の権限を定めています。この権限を行使できる要件は、当該市町村の地域に係る災害であること、災害が発生し、又は発生しようとしている場合であること、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときであることであり、その権限を行使できる対象は、市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にいる者に対して行使できるものとされています。従事命令の具体的な内容や方法については、条文で明定されておらず、また、逐条解説においても示されていません。</p> <p>このため、市町村長の従事命令の内容や方法については、権限を有している市町村において御判断いただくべきものと考えられますが、例えば避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき避難支援等実施者その他の避難支援等関係者等が避難支援等することは従事命令に基づくものであると市町村において整理いただくことも考えられます。</p> <p>(以上、内閣府・消防庁の共通の見解となります。)</p>

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(抄) P. 57

- 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く。)が、災害時において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災対法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。(平成27年2月19日付け事務連絡(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付・消防庁国民保護・防災部防災課))

(参照条文)

○災害対策基本法(抄)

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2・3 (略)

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長(中略)が、第六十五条第一項(中略)の規定(中略)により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 (略)

質問	回答
<p>避難支援者が見つからない場合、避難支援者欄を空白とし、今後の更新で適宜検討していくこととして、これを作成済とカウントして良いか。</p>	<p>災害対策基本法第49条の14第3項において、個別避難計画には避難支援等実施者の氏名等を記載することとなり、氏名欄が空白のものは、個別避難計画を作成済として扱うことはできず、作成中といった扱いになるものと考えます。</p> <p>避難支援等実施者の氏名が記入されていない場合でも、避難先の確認等一定の効果はありますが、避難の実効性を高めるため、引き続き避難支援等実施者が記入されるよう取組をお願いします。</p> <p>なお、避難支援等実施者として組織や団体も記載等することができることとしております。</p>

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(抄) P.81~82

- 本項第1号の「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要な基本的な情報として記載等を求めるものである。(令和3年通知第一Ⅱ1(2)③)

記載等する目的は、平時における避難訓練等の情報提供や災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者と確実に連絡がとれるようにしておき、避難情報等の情報伝達をする場合や、避難支援の実施状況を把握する場合、避難行動要支援者が避難支援を求める場合等に連絡するためである。

- 避難支援等実施者として組織や団体も記載等することができる。(略)

- 避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先は、災害時に避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載をすることで差し支えないが、必ず連絡が取れるものであること。また、住所又は居所については、避難支援等実施者が団体や組織である場合、「代表者の住所」や「消防屯所」のようなものを記載することも考えられる。

(参照条文)

- 災害対策基本法(抄)
- (個別避難計画の作成)
- 第四十九条の十四 (略)
- 2 (略)

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4、5 (略)

個別避難計画の記入例(例3-1)(表)

氏名		ボウイ カル	
※児童の場合は()で保護者の氏名を記入		防災 かおる	
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	年齢	〇歳
フリガナ		その他:	
氏名 (団体名及び代表者)		■カジシボウイノチ チク 仔助 ■地区自主防災組織 会長 地区 一郎	
住所		東京都〇〇区〇〇-△	
連絡先		電話番号1: 080-△-△ 電話番号2: メールアドレス: ◇@◇ その他:	
フリガナ			
氏名 (団体名及び代表者)			
住所			
連絡先		電話番号1: メールアドレス: その他:	

※ 避難支援等実施者を複数記載等しない場合も想定される。

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等することで足りるものとする。

質問	回答
<p>今回の質問回答につきまして、回答市町村からの回答事項のほかに、国から参考情報や助言等いただける事項がありましたら、市町村回答に加えてご記載いただけないでしょうか。</p>	<p>第1回ノウハウ共有ミーティングの質問等を踏まえて、内閣府においては、第2回ノウハウ共有ミーティングのプログラム6「モデル団体等の懸案事項に関する情報提供」において、参考情報の提供などをしており、個別避難計画への取組の参考としてください。</p>

質問	回答
<p>個別避難計画の作成後、要支援者の身体状態の変化に 応じて、計画を更新していく必要があると思いますが、 更新作業の流れは指針に記載のとおりの流れで進めてい けばよろしいでしょうか。指針に記載以外の方法があれば ご教示ください。</p>	<p>個別避難計画の更新に関する現時点における内閣府の考え方は、取組指針に示 しています。 現在、個別避難計画作成モデル事業を進めているところであり、モデル団体の取 組事例を踏まえ、更新についても効果的・効率的な個別避難計画の作成プロセスが あれば全国的に展開していきたいと考えています。</p>
<p>各市町村で個別避難計画の作成に着手されていると思 いますが、各市町村で使用している個別避難計画の様式 をお示ししていただけると幸いです（各市町村で情報共 有できるよう内閣府で取りまとめいただくことは可能で しょうか。）</p>	<p>質問（依頼）を受け、内閣府からモデル団体等に個別避難計画の様式等の提供に ついて照会したところであり、今後、取りまとめたものを、モデル団体専用ページ に掲載をする予定です。</p> <p>（参考）全モデル団体に御依頼された内容 「各市町村で個別避難計画の作成に着手されていると思いますが、各市町村で使用 している個別避難計画の様式（※）をお示ししていただけると幸いです。 ※現行の様式と改正の案（改正の方向性、検討中の案など）を共有いただけるよう お願いします。 （wordやPDF等の電子媒体を各市町村から内閣府に送付いただき、取りまとめてい いただき、モデル事業のポータルサイト等を通じてモデル団体全体で共有させてもら いたいと考えています。）」</p>